

○ 住宅金融公庫の住宅ローン返済困難者対策の実施状況

1 . 対策の内容

平成 1 0 年 1 2 月 1 日より、次の対策を実施。

住宅ローン返済相談所の設置など相談体制の強化

貸付条件の大幅な変更

対象者	貸付条件の変更	返済月額の軽減効果(*2)
収入倍率(*1) が4倍以下等の方	返済期間を最長10年延長	121,625円→98,597円(0.81倍)
失業者又は収入 が30%以上減 少した方	最長3年間の元金据置期間の設定 (当該期間は利払いのみとなる) 据置期間中の5%までの金利引下げ 等	全ての措置を講じた場合 →57,726円(0.47倍)

(*1)収入倍率：年収/年間総返済額

(*2)借入金2,000万円、当初金利5.4%(11年目以降6.4%)、返済期間25年、元利均等償還で返済開始後7年目で適用の場合

2 . 貸付条件の変更の承認状況

2 4 , 1 3 6 件 (平成10年12月～平成13年9月末現在までの累計)

3 . 補正予算における拡充内容

対象：現行制度の適用者(元金据置期間の設定を含むものに限る)で、3年間の元金据置期間経過後も失業者又は年収が30%以上減少している者

内容：元金据置期間を従来の3年間に加え最長2年間延長(合計5年間)
償還期間を従来の10年間に加え最長5年間延長(合計15年間)

○ 民間金融機関における返済困難者への対応について

全国銀行協会連合会においては、いわゆる多重債務問題への対応の一環として、個人向けローンの利用者を対象とする「カウンセリングサービス」を実施している。

具体的には、銀行に関する様々な相談や照会、銀行に対する意見・苦情を受ける窓口として銀行協会が全国に設置している「銀行よろず相談所」において、対応。

[カウンセリングサービスの概要]

項 目	内 容
1 実施時期	平成 1 1 年 4 月から
2 実施場所	銀行協会が運営する「銀行よろず相談所」(全国54ヶ所)内
3 対 象	銀行の住宅ローン、カードローン等の利用者
4 相談内容	相談者の状況に応じて専門の相談員が対応 具体的には (1) 家計管理・返済計画アドバイス (2) 銀行の住宅ローン相談窓口の紹介 (3) 弁護士会へのあっせん (4) 日本クレジットカウンセリング協会への紹介 など

(資料) 全国銀行協会連合会ホームページ

返済困難に陥った債務者が、できるだけ住宅を手放さずに再生を図ることができるようにするための法的手続き

- 特定調停手続き(平成12年2月17日特定調停法施行)
債務の減額や返済繰り延べなどにつき、債権者の同意を得るための話し合いの場の設定
- 民事再生法の住宅資金貸付債権に関する特則(平成13年4月1日施行)
債権者の同意不要の下で、債務の減額を受けるのではなく、支払期限を延長して、(遅延損害金及び延長した支払い期限の間の利息を含めて)元利金をきちんと支払うことで、住宅の確保を図る手続き。
債務の減額には、債権者の同意が必要。

